

【重要】一部地域における営業時間短縮要請及びぐりぶ一飲食券・ぐるめクーポンの利用自粛について

☆☆

令和3年1月22日

ぐりぶ一飲食券・ぐるめクーポン利用店舗 経営者 様

鹿児島県商工労働水産部商工政策課
商店街活性化推進室長

一部地域における営業時間短縮要請及びぐりぶ一飲食券・ぐるめクーポンの利用自粛について（依頼）

日頃から本県の商工政策事業にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日、本県の新型コロナウイルス感染拡大の警戒基準における現在の感染状況を、感染急増の段階である「ステージⅢ」に引き上げることになりました。

また、対象地域（5市）の飲食店等に対して、1月25日（月）～2月7日（日）までの間、営業時間短縮（5時～21時）を要請しております。

これに伴い、県民の皆様には、対象地域（5市）でのぐりぶ一飲食券・ぐるめクーポンの店内飲食での利用自粛（21時～翌朝5時）を呼びかけております。

つきましては、対象地域（5市）の利用店舗の皆様におかれましては、営業時間短縮とぐりぶ一飲食・ぐるめクーポンの利用自粛について、ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 営業時間短縮要請 ※デリバリー・テイクアウトを除く
 - (1) 期間：令和3年1月25日（月）～2月7日（日）まで
 - (2) 営業時間：5時～21時までの間（酒類の提供は、11時～20時までの間）
 - (3) 対象：食品衛生法の規定により、飲食店又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設
 - (4) 地域：鹿児島市，薩摩川内市，霧島市，鹿屋市，奄美市
 - (5) 協力金：1店舗あたり56万円
 - ・食品衛生法の規定により飲食店又は喫茶店営業の許可を受けている店舗
 - ・全期間において営業時間短縮要請に応じた店舗

- 2 ぐりぶ一飲食券・ぐるめクーポンの店内飲食での利用自粛要請
 - (1) 期間：令和3年1月25日（月）～2月7日（日）まで
 - (2) 地域：鹿児島市，薩摩川内市，霧島市，鹿屋市，奄美市
 - (3) 時間：店内飲食は、21時～翌朝5時まで利用自粛

※ 対象地域においても、デリバリー・テイクアウト及び5時から21時までの店内飲食では、引き続き利用可能

- 3 その他
 - (1) Go To Eat 食事券

ぐりぶー飲食・ぐるめクーポンと同様の取扱いとなる予定ですが、事務局である鹿児島商工会議所、各商工会からの連絡をお待ちください。

(2) 事業継続緊急支援金

県下全域の中小企業・個人事業主等を対象に、事業全般に広く使える支援金を給付します。

- ・ ひと月（令和2年12月、翌1～2月）の事業収入が前年同月比で70%以上減少した中小企業・個人事業主等を対象
- ・ 上限額20万円の支援金を給付
- ・ 2月下旬から申請受付を開始する予定

【問い合わせ先】

時短要請コールセンターかごしま

電話：099-248-8442

☆☆

ご不明点がございましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。
何卒、よろしくお願いいたします。